

熊本市口腔保健支援センターの設置について

健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課

政令指定都市の中で子どものむし歯患率が下位に位置しているなど、本市が抱える歯と口腔の課題への対応を強化するとともに、「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」と「熊本市歯科保健基本計画」に基づく施策をより着実に進めるため、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下、「法」という。）第15条に基づき「熊本市口腔保健支援センター」を設置します。

1 設置概要

- (1) 設置時期 令和4年（2022年）4月1日
- (2) 設置場所 健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課内
- (3) 人員体制 4名（歯科医師2名、歯科衛生士2名）
- (4) 要綱名 熊本市口腔保健支援センター設置要綱

2 取組概要

- (1) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発など（法第7条関係）
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨など（法第8条関係）
- (3) 障がい者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策など（法第9条関係）
- (4) 歯科疾患の予防のための措置など（法第10条関係）
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進など（法第11条関係）
- (6) 「熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例」と「熊本市歯科保健基本計画」に基づく施策の総合的かつ計画的な実施など
- (7) その他、本市の歯科保健の推進に関する業務や関係部署への指導・助言、必要な連絡調整など

熊本市口腔保健支援センター

連携強化

庁内関係各課、歯科医師会、歯科技工士会、歯科衛生士会、医師会など

3 その他

他の政令指定都市の設置状況

20市中11市が設置
（新潟市、さいたま市、静岡市、名古屋市、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市）

財源措置

基準額：8,233千円
補助率：1/2
対象経費：運営に必要な給与費、賃金、謝礼金等